

防地労第17421号

令和3年10月15日

一部改正 防地労第46号

令和4年1月5日

東北防衛局総務部長
北関東防衛局総務部長
近畿中部防衛局総務部長
中国四国防衛局総務部長 殿
九州防衛局総務部長
南関東防衛局労務管理官
沖縄局防衛局労務管理官

地方協力局労務管理課長
(公印省略)

駐留軍等労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種証明
書の交付について(通知)

標記について、駐留軍等労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
証明書の交付について(防地労(事)第252号。令和3年10月15日)の規定に
より、別紙のとおり定め、令和3年10月15日から適用することとしたので、通知
する。

添付書類：別紙

駐留軍等労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
証明書の交付に関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）から新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた駐留軍等労働者に対する、当該接種を受けたことを証する書類（以下「予防接種証明書」という。）の交付の手続等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 合衆国軍隊が日本国政府と合意の上、駐留軍等労働者に対して行う新型コロナウイルス感染症に係る予防接種をいう。
- (2) 予防接種記録カード 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者に対して、合衆国軍隊が交付した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種記録カード (COVID-19 Vaccination Record Card) をいう。

(手続等)

第3 この要領において、予防接種証明書の交付の手続等は次のとおりとする。

- (1) 地方防衛局長又は地方防衛事務所長は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者から、予防接種証明書の交付の求めがあったときは、その者に付紙様式第1による新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書を提出させるものとする。

- (2) 地方防衛局長又は地方防衛事務所長は、前号の規定により新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書を提出させたときは、その記載事項を確認の上、駐留軍等労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種証明書の交付について（防地労（事）第252号。令和3年10月15日）別紙様式による予防接種証明書を交付するものとする。
- (3) 地方防衛局長又は地方防衛事務所長は、前号の規定により予防接種証明書を交付した場合は、予防接種記録カードの写しを保管するとともに、付紙様式第2により記録するものとする。

整理番号（証明書 I D） _____

年 月 日

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書

〇〇防衛局長／〇〇防衛事務所長 宛

1 氏名（漢 字）：

（ローマ字）：

※ローマ字はパスポート記載のもの。現在の姓と異なる場合は、
現在の姓についても記載。

2 生年月日（西暦）： 年 月 日

3 国 籍： ※日本国内用は記載不要

4 旅 券 番 号： ※日本国内用は記載不要

5 渡 航 予 定 国 ・ 地 域： ※日本国内用は記載不要

6 住 所：

7 連絡先電話番号：

8 希望する証明書： ☐日本国内用 ☐海外・日本国内兼用 ※レ点を記載

注 1 記載事項の確認のため、日本国内用は免許証等の公的な書類及び予防接種記録カード（COVID-19 Vaccination Record Card）、海外・日本国内兼用は旅券（パスポート）、予防接種記録カード（COVID-19 Vaccination Record Card）及び旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類（旅券に旧姓・別姓・別名の記載がある場合のみ）それぞれの写しの提出をお願いします。

2 郵送による予防接種証明書交付を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付）も併せて添付されるようお願いします。

.....
処理欄（以下には何も記入しないでください。）

☐免許証等の写し ☐旅券の写し ☐予防接種記録カードの写し ☐返信用封筒（切手貼付） ☐旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類 ※旅券に記載がある場合

連絡欄

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行簿

年度

整理 番号	交付年月日	渡航予定国・地域	被 証 明 者		備 考	担当者
			氏 名	住 所		
1	令. . .					
2	令. . .					
3	令. . .					
4	令. . .					
5	令. . .					
6	令. . .					
7	令. . .					
8	令. . .					
9	令. . .					
10	令. . .					
11	令. . .					
12	令. . .					
13	令. . .					
14	令. . .					
15	令. . .					
16	令. . .					
17	令. . .					
18	令. . .					
19	令. . .					
20	令. . .					
21	令. . .					
22	令. . .					
23	令. . .					
24	令. . .					
25	令. . .					
26	令. . .					
27	令. . .					
28	令. . .					
29	令. . .					
30	令. . .					